

公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について

上下水道局

1 議案提出理由

平成5年4月1日付けで熊本市と菊陽町との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により協議することから、同条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要があるため、提出するもの。

＜地方自治法 第244条の3（抜粋）＞

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2 変更に至る背景

平成27年度に菊陽町から熊本市へ下水道接続の申し入れがあり、当時、当該地が菊陽町の下水道計画区域外であったことから、公の施設の他の団体の利用に関する協定を変更するためには、菊陽町の下水道区域として位置付ける必要があった。

今回、菊陽町において、都市計画法及び下水道法に基づく区域編入の手続きが完了したことから、区域の追加を行うもの。また、熊本市において当該地の一部の下水道整備が完了したことから、区域の削除を行うもの。

3 原協定の変遷

- 平成 5年4月 公の施設の他の団体の利用に関する協定（平成5年3月議会）
- ・ 菊陽町 ⇒ 熊本市 2.34ha（5箇所） ・ 熊本市 ⇒ 菊陽町 0.25ha（1箇所）
- 平成17年1月 公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更（平成16年12月議会）
- ・ 菊陽町 ⇒ 熊本市 0.26ha（1箇所追加）

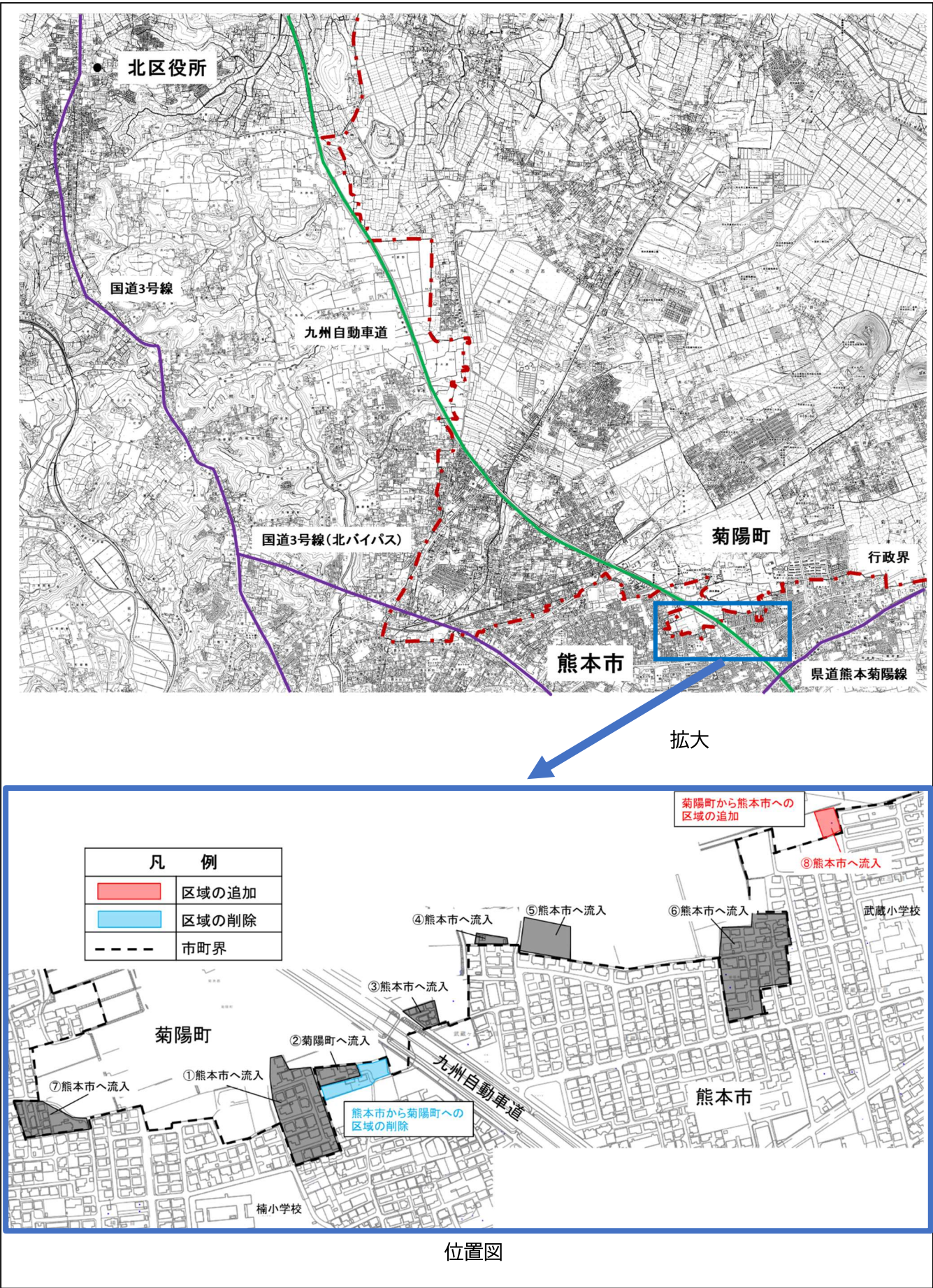
4 変更協定（案）

- 変更協定（案）の内容については、次のとおり（位置図参照）。
- （1）菊陽町の下水道区域の面積拡大（0.06ha）による菊陽町から熊本市への区域の追加
 - （2）熊本市の公共下水道の整備完了（0.12ha）による熊本市から菊陽町への区域の削除

	原協定	増減	変更協定(案)	変更理由
(1) 菊陽町⇒熊本市へ	2.60ha	+0.06ha	2.66ha	区域の追加
(2) 熊本市⇒菊陽町へ	0.25ha	-0.12ha	0.13ha	区域の削除

5 今後のスケジュール(案)

- 令和4年3月 熊本市議会および菊陽町議会での議決後、変更協定書の締結
- 令和4年4月1日 施行



令和 4 年 2 月 16 日提出

公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について

公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部を別紙のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

(提出理由)

平成 5 年 4 月 1 日付けで熊本市と菊陽町との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定により協議するため、同条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

変更協定書

平成5年4月1日付けで熊本市（以下「甲」という。）と菊陽町（以下「乙」という。）との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定による協議の上、その一部を次のとおり変更する。

- 1 原協定書の位置図を別紙のとおり変更する。
- 2 この協定書は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者 熊本市長 大 西 一 史

乙 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町
代表者 菊陽町長 後 藤 三 雄

位置図

